

# 防府競輪活性化委員会設置要綱

令和2年4月1日制定

## (設置)

第1条 防府競輪場が、中心市街地の北側のまちづくりの一翼を担う施設として、若者から高齢者までが快適な空間で競輪を楽しむとともに、自転車スポーツに親しめる拠点となることを目指し、競輪事業の発展に向けた検討を行うため、防府競輪活性化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 防府競輪が推進すべき地域貢献に関すること。
- (2) 防府競輪場施設の老朽化対策に関すること。
- (3) 防府競輪場を活用した自転車スポーツの普及に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防府競輪の活性化に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員からの互選による。
- 3 副委員長は、委員の中より委員長が指名する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する委員をもって構成する。

- (1) 山口県自転車競技連盟
- (2) 学校法人三田尻学園 誠英高等学校
- (3) 山口県立防府商工高等学校
- (4) 防府商工会議所
- (5) 一般社団法人防府観光コンベンション協会
- (6) 連合山口県央地域協議会
- (7) 公益財団法人JKA
- (8) 公益社団法人全国競輪施行者協議会
- (9) 山口県観光スポーツ文化推進課

(10) 防府市地域交流部

(11) 防府市土木都市建設部

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキング・グループ)

第5条 委員会は、必要に応じてワーキング・グループを設けることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、産業振興部競輪局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。